

郡山市短期入所利用者移送サービス事業実施要綱

平成 12 年 3 月 30 日改正

平成 16 年 3 月 31 日改正

平成 18 年 9 月 29 日改正

平成 25 年 3 月 27 日改正

[保健福祉部障がい福祉課]

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に定める短期入所の介護給付費支給の決定を受けたもの（以下「短期入所利用者」という。）のうち、ストレッチャー等の利用により寝たきりの状態で移送をする必要がある者に対する移送サービス（以下「移送事業」という。）を行うことにより、短期入所利用者の福祉の向上と移送の安全確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 移送事業の実施主体は、郡山市とし、市長は、移送事業をその適切な運営が確保できると認められる民間業者に事業を委託することができる。

(対象者)

第 3 条 移送事業を利用することができる者は、短期入所利用者のうち、市長が臥床移送を必要と認めた者とする。

(移送の範囲)

第 4 条 移送事業の利用範囲は、対象者の居宅と施設間とする。

(利用資格認定の申請)

第 5 条 移送事業の利用を希望する者は、郡山市短期入所利用者移送サービス利用資格認定申請書（第 1 号様式）により市長に申請するものとする。

(利用資格認定証の交付)

第 6 条 市長は、前条の申請を受理したときは、審査の上、利用資格の有無を認定し、申請者に対し郡山市短期入所利用者移送サービス利用資格認定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用資格があると認定したときは、申請者に対し、郡山市短期入所利用者移送サービス利用資格認定証（第 3 号様式。以下「認定証」という。）を交付する。

(有効期限)

第 7 条 認定証の有効期間は、認定のあった日からその日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

なお、引き続き利用を希望するときは、改めて申請をし承認を得なければならない。

(認定証の提示)

第8条 認定証の交付を受けた者が移送事業を利用しようとするときは、委託業者に第6条第2項により交付した認定証を提示しなければならない。

(業務状況の報告)

第9条 委託業者は、毎月10日までに前月の業務状況を郡山市短期入所利用者移送サービス業務報告書(第4号様式)により市長に報告しなければならない。

(届出)

第10条 認定証の交付を受けた者が、利用資格の内容に変更が生じた場合及び利用資格を喪失したときは、郡山市短期入所利用者移送サービス利用変更(資格喪失)届出書(第5号様式)に認定証を添えて、市長に提出するものとする。

(費用)

第11条 市長は、移送に要する費用を支弁する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、改正前の郡山市ショートステイ移送サービス要綱の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの要綱の規定によりなされた処分、手続、その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

郡山市短期入所利用者移送サービス利用資格認定申請書

平成 年 月 日

郡山市長

住所

申請者 氏名 ㊟

電話

下記のとおり移送サービスを利用したいので利用資格について認定願います。

記

			登録番号	
利用者	フリガナ	性別	生年月日	
	氏名	男・女	年 月 日生	
	住所			
介護者	氏名	性別	利用者との 続柄	
		男・女		
理由 (状態)	短期入所施設利用に際し、ストレッチャー装備ワゴン車等による臥床の状態での移送が必要であります。			

第2号様式（第6条関係）

郡山市短期入所利用者移送サービス利用資格認定通知書

平成 年 月 日

様

郡山市長



申請のありました移送サービス利用資格について、下記のとおり認定したので通知します。

記

- 1 臥床の状態での移送の必要が認められますので、移送サービス利用資格証を交付します。
- 2 臥床の状態での移送の必要が認められません。

第3号様式（第6条関係）

郡山市短期入所利用者移送サービス利用資格認定証

郡山市長



			登録番号	
利用者	フリガナ	性別	男・女	
	氏名	生年月日	昭和 年 月 日生	
	住所			
介護者	氏名	利用者との続柄		
利用施設	施設名	施設所在地	電話番号	
有効期限	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			
留意事項	<p>1 移送サービスの利用は、短期入所を利用するときの自宅と施設間の往復の移送のみです。</p> <p>2 移送サービスを利用するときは、あらかじめ委託業者に連絡の上、資格者証を提示してください。</p> <p>3 資格者証の有効期間後、引き続き利用したいときは、改めて申請してください。</p> <p>4 利用資格者の内容に変更が生じたときは、変更届出をしてください。</p>			

移送サービス委託業者名	
-------------	--

第4号様式（第9条関係）

郡山市短期入所利用者移送サービス業務報告書

年 月 日

郡山市長

住所
委託業者
氏名 ⑩

下記のとおり移送サービスを完了したので報告いたします。

記

（ 月分）

登録番号	利用者氏名	往復	利用日	利用時間	利用施設	施設 確認印
		住	日	午前 午後 時 分		
		複	日	午前 午後 時 分		
		住	日	午前 午後 時 分		
		複	日	午前 午後 時 分		
		住	日	午前 午後 時 分		
		複	日	午前 午後 時 分		
		住	日	午前 午後 時 分		
		複	日	午前 午後 時 分		
		住	日	午前 午後 時 分		
		複	日	午前 午後 時 分		

登録番号	利用者氏名	往復	利用日	利用時間	利用施設	施設確認印
		往	日	午前 午後 時 分		
		復	日	午前 午後 時 分		
		往	日	午前 午後 時 分		
		復	日	午前 午後 時 分		
		往	日	午前 午後 時 分		
		復	日	午前 午後 時 分		
		往	日	午前 午後 時 分		
		復	日	午前 午後 時 分		
		往	日	午前 午後 時 分		
		復	日	午前 午後 時 分		
		往	日	午前 午後 時 分		
		復	日	午前 午後 時 分		
		往	日	午前 午後 時 分		
		復	日	午前 午後 時 分		
		往	日	午前 午後 時 分		
		復	日	午前 午後 時 分		
合計 _____回 (

第5号様式（第10号関係）

郡山市短期入所利用者移送サービス利用変更（資格喪失）届出書

年 月 日

郡山市長

住所

申請者 氏名 ㊟

電話

下記のとおり移送サービスの利用資格変更（資格喪失）があったので届けます。

記

利用者	フリガナ	生年月日	年 月 日生	登録番号
	氏名			

変更事項等

利用者	住所	郡山市		
介護者	氏名		利用者との続柄	
事由	1 短記入所施設利用に際し、ストレッチャー装備ワゴン車等による臥床状態での移動が必要がなくなったため。 2 変更 () 3 その他 ()			
事由発生年月日	年 月 日			